

全国シルクビジネス協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、全国シルクビジネス協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を東京都千代田区有楽町一丁目9番4号に置く。

(目的)

第3条 協議会はシルクに関する情報の共有発信、養蚕農家、シルク関連事業者及び研究者等の連携体制の構築等を通じて、シルクの多様な分野での利用促進を図ることにより、日本産シルクの需要拡大、国内養蚕業の振興及びシルク関連産業による地域振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 蚕及びシルク素材（繭、生糸を含む。以下同じ。）に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (2) 蚕及びシルク素材の供給に係る繭生産者及びシルク関連事業者等の調整に関すること。
- (3) 蚕及びシルク関連の技術等に関する情報交換に関すること。
- (4) 国産シルク素材、シルク製品のプロモーションに関すること。
- (5) その他協議会の運営に必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会は、この目的に賛同する関係団体、民間事業者、研究機関、地方公共団体等を正会員として構成する。

2 正会員は、原則として第22条第2項に規定する分科会の主査及び副主査とする。

3 協議会は、協議会の活動を推進する上で必要な事業者等を総会において別に定める規程により協力会員として加えることができる。

(入会)

第6条 協議会に正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

(脱退)

第7条 正会員は、本会を脱退しようとする時は、30日前までに書面をもって予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(届出)

第8条 正会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(会費)

第9条 正会員は、総会において年会費を納入しなければならない。

- 2 協議会の年会費は、一口5,000円として、法人会員は二口以上、個人会員は一口以上する。ただし、地方公共団体は免除される。
- 3 協力会員は、年会費の納入を免除される。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 2名以内

- 2 前項の役員は、総会において選任することとし、議決方法は、総会において定める。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。また、会長及び副会長は、正会員であることを要件とする。

(役員の仕事)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員による仕事は、前任者又は現任者の仕事の満了する時とする。

(アドバイザー)

第13条 会長は、協議会の活動について意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーの仕事は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 総会等

(総会の種類等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから互選する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 正会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第11条第3項の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

- 第16条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 正会員は、総会において、各1個の議決権を有する。ただし、協力会員は、議決権を有しない。
 - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、その限りでない。
 - 4 総会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

- 第17条 総会は、会則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画書及び収支予算の決定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告書及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他協議会の運営に関する重要なこと。

(特別議決事項)

- 第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において正会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 会則の制定及び変更
 - (2) 協議会の解散

(書面又は代理人による表決)

- 第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の前日までに本会議に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第16条第1項及び第4項並びに第21条の規定の適用については、第1項の規定により議決権

を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、当該総会に出席した正会員数、前条第3項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、出席した議長及び議事録署名人が署名・押印する。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会等

第21条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、第22条の分科会主査とする。
- 3 幹事会は前項の幹事をもって組織し、必要に応じて、副主査及び有識者等を参加させることができる。
- 4 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 5 幹事の中から幹事長を互選する。
- 6 幹事長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(分科会)

第22条 第4条の協議会の事業を推進するため、分科会を置く。

- 2 分科会には、主査及び副主査を置く。
- 3 分科会の運営については、会長が別に定める。

(事業の執行)

第23条 協議会が実施する催事等にあつては、必要に応じて、実行委員会を組織し、その執行に当たらせることができる。

第6章 事務局等

(事務局)

第24条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、正会員の協議によって決定する。

- 3 事務局の運営については、会長が別に定める。
- 4 事務局に相談窓口を置き、問い合わせ等を受け付けるとともに、分科会との連絡・調整等を行う。

(業務の執行)

第 25 条 協議会の業務の執行の方法については、この会則で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務局規程
- (2) 会計処理規程
- (3) その他総会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 26 条 協議会は第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会会則及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 27 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産)

第 28 条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 活動収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 協議会の資産は、総会の定める方法に従い、会長が管理する。

(経費の支弁)

第 30 条 協議会の事務及び事業並びに運営に要する経費は第 28 条の資産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 事業年度途中での事業計画及び収支予算の変更は、幹事会の承認をもって行うことができる。

(監査等)

第 32 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 8 章 残余金、解散及び残余財産の処分

第 33 条 協議会の毎事業年度における収入の使用残余は、これを翌年度に繰り越すものとする。

(解散及び解散した場合の残余財産の処分)

第 34 条 第 4 条の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付又は会員に相当分を返還するものとする。

第 9 章 雑則

(雑則)

第 35 条 協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和元年 9 月 13 日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員を選任及び事務局については、第 10 条第 2 項及び第 21 条第 4 項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとし、役員任期については、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

3 協議会設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 31 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 協議会の設立初年度の事業年度については、第 27 条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。